

曲亭馬琴『女郎花五色石台』翻刻（二）——初編その2——

神田 正行

凡例（摘録。詳細は本誌五六五号（令和4年）掲載の、本稿（一）参照）

- 一、仮名は一部を除いて、現行のひらがなに統一した。また、会話を示す「」や、句読・濁点などを適宜補った。
- 一、読み誤りのない範囲で漢字を宛てた。その際、もとの表記を傍訓で残したものもある。また、原本における振り仮名は、一部を除いて省略した。
- 一、本文には、内容にもとづいて適宜段落・章段を設けた。話題が改まる位置には、内容を示す見出しを、◆印に続けてゴシック体で掲げた。
- 一、挿絵は本文の近い位置に掲げ、画中の詞書ことばがきは同じ頁の下段に翻字した。
- 一、影印ならびに翻刻の底本は、早稲田大学図書館蔵本（〈I33729 各編合綴〉）である。虫損や着彩、シミなどが目立たぬよう、画像には最低限の修正を施した。翻刻に際しては、同館所蔵の稿本（路女代筆）や拙架蔵本、ならびに滝本慶三氏による翻刻（<https://blog.goo.ne.jp/keiseisukoden>）なども参照した。

【前回の続き】

○されば又、後鍛冶宗次は、駝鳥丸のこと世に聞えて、その名高くなるまゝに、在鎌倉の大小名、彼に仰せて新身の太刀を、作らする者多かりければ、後鍛冶はや、なり出て、これが為に弟子を求め、よろしき下細工を集へなどして、彼らにその事を課せ、かの身は日ごとに出て、諸家の所要を承るを、身の務めにしたりしかば、朝夕を除くのほか、家にある □右の下へ □左の上より日はいと稀也。勢ひかくのごとくなれば、遠からずして名をもなすべく、必ず家を興すべしと、思はぬ者はなかりけり。

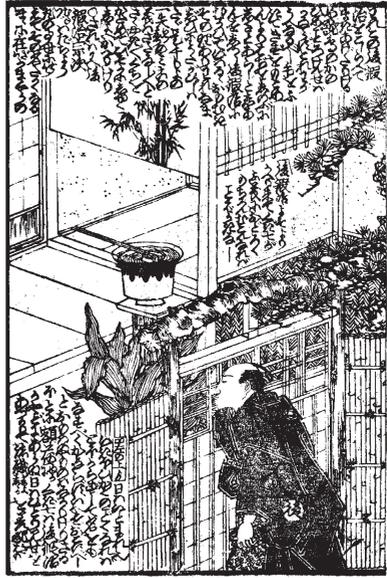
さる程に額荷九儀七は、後鍛冶が宿所にあらぬ日は、一人店を預りて、諸職を差配しぬれども、もとより惰弱の癖なれば、そこらの事は等閑にて、銭を盗みて酒を食り、夜は亦出て賭に耽る、その行ひ一つとして、取るべき由もなき者ながら、後鍛冶はいまだこれを知らず、只乙締のみ折々に、教訓の言葉を尽くして、いとも厳しく諭すのみ、さすがに夫の任なれば、それが悪事をあからさ

まに、後鍛冶に告げんはさすがにて、心苦しく思ふのみ。

ある日後鍛冶は朝より出て、その夕暮まで帰り来ず、又運鷲と木偶蔵は、この日廿五日なれば、荏柄の天神へ詣づるとて、母に告げて同胞共に、未下る頃よりして、うち連れだちて出でてゆきしかば、九儀七は折を得て、店の次へ（17ウ・18オ）／事には頓着せず、辺りの酒屋に赴きて、飽くまで酒をうち飲み、泥のごとくに酔ひたるまゝにて、その夕暮に帰り来つ、乙締を尋ねて憚りもなく、納戸まで来にければ、乙締は見つ、押し止めて、「またしても言ふ甲斐なしか。よしやいかばかり酔ふたりとも、夫の留守に一人をる、我が身のほとりへ来ることかは」と、言はせも果てず九儀七は、乙締をむづとひき捉へて、「さは宣ふなよきも悪きも、もとより承知で仕掛けた濡れ事。色よき返事を聞かせてよ」と、言はれて呆る、乙締が腹立ち、力を極めて突き倒し、涙ぐみたる声震はして、「犬にも劣る大胆不敵。妾は御身の叔父嫁なるに、狼りがはしき事せられなば、酒興也とも許しはせず。後鍛冶どのに告ぐるぞよ」と、罵るひまに九儀



(17ウ・18オ 九儀七、乙締に挑む)



七は、起き直りつ、あざ笑ひ、「小難しきこと聞く暇はなし。乗りか、つたる船なれば、後へは引かぬ、さあどうじや」と、しなだれかゝるをくゞり抜けて、逃ぐるをやらじと追ひ回す。

かゝる所に主 後鍛冶は、背戸の方より帰り来て、何

へ後鍛冶余所より帰り来て、九儀七が不義に驚く。

勿論無言なれば詞書なし。

乙（乙締）へ小娘か何ぞのやうに、叔父嫁を引き捉

へて、無体なことをしやしやんと、生酔ひじ

やとて許さぬぞへ。

く（九儀七）へ昔より今に至るまで、もの、用に立

ちがたきは、無筆の筆絵紙、座頭の挑灯ざんま

い。敵役の色事に、出来た例はなけれども、蓼

食ふ虫も好きくなれば、ちよつとひと口乗つ

て見な。男振りには△／△不の字でも、心意気は

実がある。銭はなけれど働きがあつて、女房を

可愛がる。一口乗らぬか、どふだく。



(18ウ・19オ 後鍛冶、九儀七を懲らす)

作者云へ近ごろ馬琴作の古き草双紙を、ほしいま、

に再板して、画を新たにし、その文を増減して、

是を新板と偽りて鬻ぐ者あり。知らざる者はさり

とも思はで、欺かるゝも多かるべし。近ごろ馬琴

の新作は、『金瓶梅』とこの『五色石台』の外に

なし。その故由を明かさんとて、こゝにいさゝか

略記するのみ。

く(九儀七)へ給金くれず日ごろから、こき使はれ

て挙げ句の果ては、手玉に取られて目玉が飛び

出る。そつくり投げろ、ア、苦しい〜。

▼稿本では、「挙げ句の果ては、」以下は、「縛られ

て詰まるものか。今跳ね返すぞ、ア、苦しい」。

後(後鍛冶)へ飼ひ犬に手を食はるゝと、譬へに漏

れぬ此奴が大膽。とてもかくてもモウ許されぬ。

○／○乙締、縄を持つて来い。逃がしちやなら

ぬ、早く〜。

乙(乙締)へ酔ふてゐるのに滅多なこととして、疵が

ついたら悪からうぞへ。

心なく内に入る、出会ひ頭に九儀七は、眼眩みて主とも、知らで

○右の下へ

○左の上よりびつたり抱きつく、思

ひがけなき為、体に、後鍛冶は驚きかつ怒りて、「こりや何する」とかひ掴みて、どつさり投ぐる手練の柔に、九儀七はとんぼ返りて、そがま、納戸の縁側へ、へたばり伏して起きも得ず。乙締は辛く難義を逃れし、

□中へ

□下より歎びに堪ざれば、今は隠すに由もなき、九儀七が日ごろの悪事を、筒様々と告げ知らすれば、後鍛冶はさこそと頷きて、「我も亦彼奴が不埒を、知らざるにあらねども、先に勘当を許してより、いまだ久しからざるに、又彼奴を追ひ失は、彼のみならず我が恥也と思ひ返して黙したり」と、言ふはしに九儀七は、やうやくに身を起こして、逃げんとするを逃がしもやらす、後鍛冶は透かさず走りかゝりて、髻を掴み引きずり寄せて、仰けさまにして動かせず、彼が悪事の条々を見聞しま、に罵り責めて、扇をもつて次へ（18ウ・19オ）／いくらともなく、打ち懲らしつ、又言ふやう、「かゝる大胆不敵の癖者、今このまゝに追ひ出ださば、又立ち帰り来

ることあらん。明日は未明に里長に、告げて公に訴へ申して、追ひ出だすにしくことなし。さればとて油断して、とり逃がしなば人の為に、もの笑ひにこそなるべけれ。要こそあれ」と細引の、麻繩を取り寄せて、九儀七をそがま、に、ぐる／＼巻きに厳しく縛り、引き立てて背戸の方なる、物置小屋に投げ入れて、手づから戸ざしを堅くしつ、「彼奴いかばかり悲しみ乞ふとも、誰にても憐れみをなかけそ。あるひは秘かに食べ物を送り、あるひは戸ざしを開く者あらば、その罪九儀七と同じかるべし。我決して許さじ」と、いとも厳しく戒めける。

か、りし程に遅鷲・木偶蔵は、荏柄の天神より帰り来つ、九儀七のこの本末を、母の告ぐるに云云と、聞つ、秘かに喜びて、「かの人こゝにをらずならば、そは我が家の幸なるべし」とて、同胞囁きあへりける。

○さる程に九儀七は、その夜丑三の頃に至りて、酒の酔ひや、醒めて、その身の縄目に驚くのみ、されども不敵の癖者なれば、身の過ちを悔ひもせず、一人つらく思ふやう、「我このまゝに夜を明かさば、必ず公へ引きも

(19・20才 九儀七、逃走する)



てゆかれて、阿呆あほう払はらひにこそならぬ。さでは知恵ちえなき者に似て、こゝらの若い者らに笑はるべし。常言じょうごんにも毒を食らはゞ、皿さらまで舐ねれといふものを、せん術すべあり」と思案をしつ、昼ひる見ておきし柱の釘へ、縛すられたりける麻繩を、擦り付けく切らまくするに、

▲右の下へ / ▲左の上より

およそ半刻はんときあまりにして、その繩切れて自由を得たれば、「してやつたり」とほ、笑みつ、内より秘かに壁を毀こちて、潜り出で垣かきを

■越えて、ひらりと下り立つ程ほどもあらず、折から来かゝる時まは回りの、ばん太が驚おどき倍きつと見て、「盗人ぬすびとあり」と叫こびつ、打ち鳴らす早拍子はやびょうし木の、音も立てさせず九儀七は、走りかゝりつ件のばん太を、辺りのどぶへ投げ入れて、足に任せて逃げ去りしを、知る者いまだなかりけり。

○中へ

く(九儀七)へこ、へ出すともよい幕だに、飛んで火に入る夏の虫。コリヤ荒療治あらいやうちをせずはなるまい。

ばん太へ大泥棒め、痛いぞ、うぬ。

○下よりかくて額荷九儀七は、既に思ふ由あれば、その
 暁に湯上閉次の、屋敷に早く走り来て、頻りに門を叩き
 つ、**「三条後鍛冶の任にて候、九儀七と呼びなす者、
 一大事を告げ申さんとて、推参仕り候也」**と、言ふに門
 番人驚きて、当番の侍に告げ知らせ、閉次が耳に入りし
 かば、閉次は心に訝りながら、まづ九儀七を呼び入れさ
 せて、かの身もやがて起き出つ、玄関にて◆／◆対面
 しぬるに、かねて面を見知りたる、その人なれば疑はず、



(20ウ) 九儀七、閉次に密告する

その言ふ由を聞まくするに、九儀七は声を低めて、「大
 切の義に候へば、端近にては申しがたし」と、言ふに閉
 次は心得て、**次へ** (19ウ・20オ) / 客坐敷に退きて、そ
 こにて更に面談す。その時九儀七は、先に後鍛冶が閉次
 に送りし、女駝鳥の太刀は偽物なる事、往ぬる日図らず
 立ち聞したる、事の趣 簡様々々と、なき事までも尾に
 尾を添へて、いと詳らかに告げしかば、閉次は聞つ、怒
 りに堪ず、「扱はかの畜生めが、飽くまで我を欺きたる、
 怨みを返さで置くべきや」とて、声震はして怨みけり。
 これより **後** の事どもは、次の巻を見て知るべし。

閉 (閉次) へそちは今日よりこゝにゐよ。きつと褒
 美を取らするぞ。でかしたく。

く (九儀七) へ僕 後鍛冶に怨みあれば、彼が悪事
 に加らず、巻き添へを逃れん為に、御注進申し
 ます。よろしく願ひ上ます。

馬琴作 匣 (乾坤一草亭図)

豊国画 (年之丸)

路霜代稿 浄書 金川

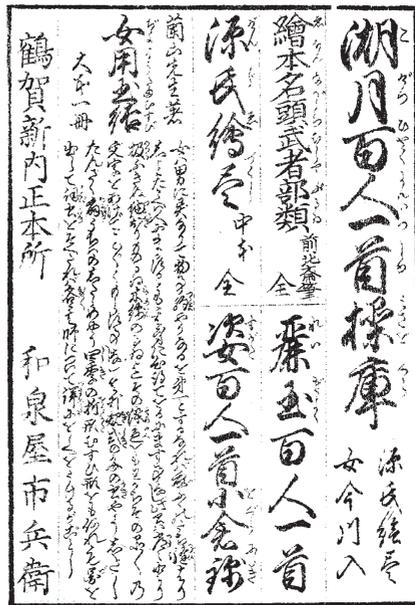
※左上、売薬広告

家伝神女湯 (婦人血の道諸病の妙薬)	一包代百銅
家伝の良方にして、 <small>なつかしく</small> 就中血の道に即功あり。世の常の振り出し薬と同じからざる事、いへばさら也。	
精製奇応丸	大包代貳朱 中包代一匁五分 小包代五分 はした売り不仕候。
薬種を選び、製方を詳らかにし、分量家伝の加減を以す。されば即功神のごとし。	
熊胆黒丸子	熊の胆汁を以丸す。 多く糊をまじへず。 一包代五分
婦人つき虫の妙薬	産後に用ゆれば 一包代
血塊の憂ひなし。	六十四文
製薬本家	四谷 <small>ッ</small> しなのどの町
千日谷上	隠士滝沢氏
弘所 元飯田町中坂下南側四方の向	たき沢氏

(20ウ)

《第二冊 後表紙封面》

※東大図書館蔵本による。



▼『湖月百人一首採庫』以下、和泉屋の蔵板目録。
 ▼前回書き落としたが、初編の後表紙は四冊とも煉瓦色摺りで、瓢箪の中に馬琴の「乾坤一草亭」の図印と、画工豊国をあらわす「年之丸(年玉)」とを描いた模様を散らす。

《下帙袋・第三冊表紙》



〔袋〕

英泉画

女郎花五色石台 初集下

▼「初集上」とあるのは、書き入れ。

曲亭作 印（乾坤一草亭図）

一陽齋画（年之丸の書印）

甘泉堂板 印（泉市）

〔表紙〕

をみなへしごしきせきだいしよへん
女郎花五色石台初編 下帙上

曲亭馬琴作

一陽齋豊国画 〔▼この一行、合綴のため見えず〕

▼上帙と同様、初印のものは濃淡墨や薄藍を主体とした地味な色調。後印本では、赤・緑・小豆色などが用いられる。

《第三冊表紙見返し》



馬琴作 全四冊
女郎花五色石台 壹集三

豊国画 甘泉堂板

▼背景に薄墨使用。

(二)

さる程に、湯上閉次ゆがみへいじ猛列は、悪者九儀七の、訴へをう
ち聞いて、歎ぶこと大方ならず、彼をそがま、留め置きて、
次の日の未明より、営中に出仕して、持氏もちうじ主に告げ申す
やう、「さても三条の後鍛冶宗次は、逆心ある者にて候。
その故は、先に仰を蒙りて、鍛ひなして参らせたる、駝
鳥丸の御刀は、陰陽の二振なりけるを、地金足らずと偽
りて、女駝鳥丸は参らせず、それは秘かに京都將軍、義教
公へ参らせて、佃多く賜りける由、この義後鍛冶の侄な
りける、額荷九儀七と呼びなす者の、訴へによりて知ら
れしかば、うち驚きつゝ、ありつるまゝに、聞え上げ候」
と、実言虚言うち混せて、己が不忠を塗り隠す、げに佞
人の舌の劍には、人を破らざる事なければ、持氏聞つゝ、
怒りに得堪ず、「そは安からぬ ▲右の下へ / ▲左の上よ
り事ことにこそあれ。かの後鍛冶が大胆なる、我が仰たる駝
鳥丸は、必ず二振なるべきを、地金足らずと偽りて、そ
の一振を出さざりしは、罪いと重きわざなるに、剩へ都
へ齎して、室町殿へ参らせしは、我を侮る奇怪の癖者。

彼一人のわざにはあらじ。次へ（21才）／早くかの身を
 搦め捕つて、拷問して実を吐かせよ。この義は汝にいひ
 つけん、よくせよかし」と短慮の本性、あへて亦執事
 憲実に、仰合はさる、事もなく、雑兵多く貸し給はりて、
 只一人の訴へに、任せられたりければ、湯上閉次は腹の
 内に、「己が遺恨を返すべき、時を得たり」とほう笑み
 つ、やがて宿所に退きて、雑兵夥從へて、後鍛冶が宿
 所にうち向かふに、案内の爲にとて、秘かに九儀七を先



（21才 九儀七、後鍛冶の家を窺つ）

に立して、彼処の様子を窺はするに、後鍛冶は宿にあり
 と聞えしかば、「さらば急げ」と言ふまゝに、宗次が家
 の前後より、隙もあらせずとり込めて、「御詫さぶ」と
 呼ば、りく、手にく十手を振り閃かして、漏らさじ
 とてぞこみ入りける。

この日後鍛冶の宿所には、昨夜九儀七が、縛めの縄を
 抜けて、逃げ去りたりし為、夜明けて後に物置小屋
 の、壁の崩れにて知られしかば、人皆驚くそが中に、後
 鍛冶は騒ぐ気色なく、あざ笑ひつ、妻の乙締と、娘の
 遅鷺を呼びて言ふやう、「たとひ九儀七逃げ失せたりと
 も、いかばかりの事をなすべき。たゞ里長に告げ知らせ
 て、後日の垣をなすべきのみ。をらぬは勿怪の幸ひ也」

兵へ背戸にも大勢回つてゐる。取り逃がさぬやう、

合点か。

く（九儀七）へうまいく、宿六はうちにあます
 ぞへ。

▼欄上右に、改名主吉村の印。

と、諭すを遅鷲は押し返して、「そは宜はする事ながら、人の心は量りがたかり。今等閑にして捨て置き給はゞ、いかなる仇をなすべきか、これも亦知りがたかり。妾そこらへたち出て、彼が行方を知る由あらば、後の便宜に待るべし。この義に任せ給ひね」と、答へてやがて朝飯を、果たして一人出てゆきけり。遅鷲は三五の少女なれども、男魂ある由を、後鍛冶はかねて知つたれば、あへてまたこれを止めず、彼が意見に任せてぞ、帰り來ぬるを待つ程に、この日も既に真昼の頃、思ひがけなき捕手の雑兵、湯上閉次を頭人にて、店より背戸より隙間もなく、前後一度にこみ入りて、驚く雇ひ鍛冶どもを、叩き散らして追ひ走らす、勢ひ当たるべくもあらざれば、乙締・木偶蔵が、驚きはいふも更也、後鍛冶も「あなや」と胸を潰して、「こは何故に候」と、問はせもあへず閉次猛烈、大の○下へ／＼○上より眼を怒らして、「この盗人めが大胆なる、先に仰付けられし、駝鳥丸は二振なるに、地金足らずと偽りて、その一振をおし隠し、参らせざりける汝が罪科、訴人あつて躰れたれば、我ら

仰を承りて、次へ(21ウ・22オ)／＼召し捕りに向かふたり。覚悟をせよ」と罵れば、後鍛冶答へて「さ候。その一振は往ぬる頃、御身の御所望黙しがたくて、その折参らせたりけるを、忘れ給ひしか、いかにぞや」と、言はせも果てず猛烈は、いよ／＼声を苛立てて、「この盗人何をか言ふ。論より証拠、九儀七出よ」と、呼ばれて「あつ」と答へつ、現れ出でたる悪者九儀七、後鍛冶に向かひあざ笑ひて、「叔父御モウかなはぬぞや。往ぬる夜御身が遅鷲を呼びて、密談せられしかの刀の、隠し所も何もかも、我立ち聞てよく知つたり。とくかの刀を出さずや」と、言はれて後鍛冶は怒りに得堪ず、「この畜生がまたしても、我に仇する訴人三昧、どうしてくりよう」と息巻きて、立まくするを雑兵らが、おし隔てたる十手の稲妻、打ちすえ／＼うち惱して、押さえて繩をかけしかば、見るに悲しき乙締・木偶蔵、絶るを蹴飛ばし踏みにじる。ことの騒ぎはこれのみならず、閉次が下知に雑兵ども、又九儀七に案内させて、家搜したる納戸小坐敷、或は衣櫃・衣葛籠、家具什物に至るまで、皆



(21ウ・22オ 後鍛冶、捕らわれる)



引き出だして打ち碎けば、衣散乱して踏み破られ、雑具は全て打ち碎かれて、目も当てられぬ事の紛れに、九儀七は銭金の、あるべき限りかき攫ひて、己が懐へ納むるのみ。女駝鳥丸はあることなければ、閉次は重ねて下知しつ、雑兵・九儀七・人足らを、鶴岡へ遣はして、聞つるま、に銀杏のもとを、掘らせて女駝鳥丸を尋ぬるに、かの刀はそこにもあらず、□／＼却つて神殿鳴り動きて、いと凄まじかりければ、皆々恐れて手を止め、もとのごとくに土を覆ふて、帰り来て云々と、由を閉次に告げし

閉（閉次）へ手向かひなさば皆同罪。ソレ科人を引き立てろ。

乙（乙締）へコリヤ何とせう、悲しやく。

偶（木偶蔵）へならふ事なら父さまを、お許しなされて私を、お縛りなされて下さりませ。

後（後鍛冶）へ訳も言はずに無体の手籠め、コリヤ何となされます。

兵へうぬ、骨張ると叩き挫くぞ。



(22ウ・23オ 閉次・九儀七、女駝鳥丸を探す)

かは、閉次は今さら疑ひ迷ふて、苦笑ひして次へ(22ウ・

23オ) 領くのみ、別に詮索の手掛かりなければ、

「これも勿怪の幸ひなりき」と、思案をしつ、再び尋ね

ず、やがて里長・年寄らを呼び寄せて、後鍛冶の罪の

趣を、筒様々と説き知らせ、「女房乙締、伴木偶蔵

は、此ま、厳しく閉ち籠めて、汝等夜昼よく守れ。但し

後鍛冶が娘、遅鴛とかいふ少女は、先に近きわたり立

ち出て、只今宿所にあらずといへば、汝等その帰るを待

ちて、共に厳しく閉ち籠めよ。その他雇鍛冶どもは、

一人もこゝに在ることを許さず、皆々この義を心得よ」と、

いと厳しく下知しつ、既に半死半生なりける、

閉(閉次)へなくてもよい。モウよい加減にし

て埋めてしまへさ。

く(九儀七)へ正しくこゝにと思つたに、間違へた

か、コリヤどうじや。

皆々へアレ神殿が鳴りますぞへ。八幡さまのお腹立

ち、恐いこと。

後鍛冶をそがま、引き立てさせて、雑兵・九儀七らを相從へて、屋敷を指して帰り行く、その事の爲体、いと厳めしくぞ見えにける。

○かくて湯上閉次猛列は、後鍛冶を獄屋に繋がせて、次の日當中へ出仕しつ、件の事の趣を、すべく聞え上げしかば、持氏は領きて、「さらば厳しく拷問して、かの女駝鳥の刀の事、後鍛冶が都へ参らしたる、その手続きはいふもさらなり、同類のありやなしや、厳しく詮索いたすべし」と、重ねて仰つけられけり。

さる程に若宮小路の、後鍛冶宗次が宿所には、里長・年寄をはじめにて、辺りの者ども守りを、籠もり居の徒然を、慰むる由もなき、乙締・木偶蔵が憂き苦勞、いかで此度のまがつみを、救はせ給へと千早振る、神に仏に願事の、日数もともに積もるのみ。遅驚もいまだ帰り来ず、彼も召し捕られずや、さらずは人に拐かされしか、もし誤ちて淵川に、落ちて空しくなりけると、思ひ過ごしは胸狭き、母の嘆きに木偶蔵も、同じ思ひを言へばえに、言はでぞ胸を苦しむる。彼は九才の童なれど

も、もとより孝心浅からねば、をさく母を慰めて、憂かりける日を送る程に、上総にありける乙締の伯父に、打出の杭平と、呼びなす

□印の右へ

□印の左より

百姓

ありけり。妻は先に世を去りて、子ども一人もなかりしかば、姪の乙締を力にして、夷隅郡打出村より、訪ひ来て逗留しぬる事あり。されども件の▽／▽杭平は、後鍛冶の身にかゝるべき、禍ありしをいまだ知らず、ある日船路より、鎌倉へ来にけるに、後鍛冶は既に搦め

下へ

▲左の中より捕られて、かの身は久しく獄舎にあり、妻子は宿所に閉ち籠められて、人の出入を、許されず

と聞えしかば、昼は憚りの関を越ゆべくもあらねど、その夜辺りの者の

○左へ

○右より

情にて、背戸より秘かに入る事を得て、乙締・木偶蔵らに、面談の本意を遂げける、嘆きの中の歎びなれば、乙締は流る、涙の間に、此度後鍛冶のまがつみの、ことの趣箇様々々と、はじめかの湯上閉次が、女駝鳥の刀を所望の事、そは鉄を切られし時、三段に折れしといふことの本末、又後鍛冶が任なりける九儀七が、不義の訴への事までも、嘯き告げ



(23ウ・24オ 杭平、乙締母子のもとへ来たる)

て又言ふやう、「人の噂を聞侍るに、湯上殿は次へ」(23ウ・24オ) / 我が夫に、欺かれし怨みあればや、女駝鳥の御刀は、後鍛冶が秘かに京都將軍へ、参らせたりと偽りて、聞え上給ひしかば、上の御気色甚だしく、その罪許されがたかりと、言ふはまことで侍るべし。この義を執事憲美さまへ、秘かに訴へ申しなば、事の虚実は顕れて、我が夫の罪軽くやならん、とは思へども閉じ籠められて、出づる由なき身をいかにせん。この義を何と思ひ

乙(乙締)へどうしたらよからうやら、思案に余る

夫の大難。力に思ふは伯父さま一人。折よく来て下されて、相談相手が出来て嬉しい。

偶(木偶蔵)へ日影も見られぬ籠もり居の、ご馳走には泣くばかり。母さまよ伯父さまへ、お茶漬けでも上げませうか。

杭(杭平)へさういふ訳であるならば、何の遠慮があるものぞ。執事さまへ俺が行て、願ひ申すが近道じゃぞや。

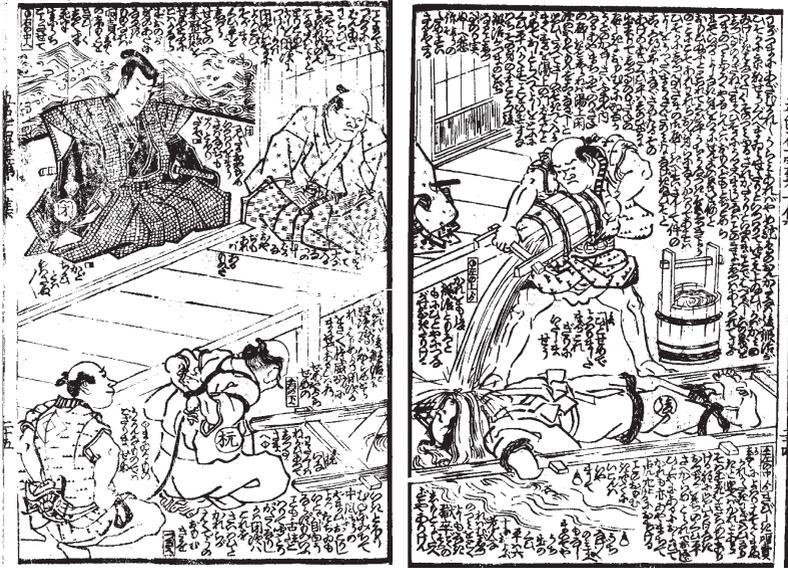
給ふ」と、問はれて杭平はうち頷き、「それは究竟のことにこそあれ。我等御身らになり代はりて、明日は秘かに執事さまの、御屋敷へ推参して、件の由を訴へ申さん。さのみな嘆き給ひそ」と、心得顔に慰めたる、その明けの朝杭平は、忍びやかに出たりて、執事憲実の屋敷に赴くに、田舎人の悲しさは、不案内なる誤ちにて、憲実の屋敷を知らねば、湯上閉次の表門を、こゝなるべしと思ひ違へて、さし覗きつゝ、入らまくするを、湯上の門番見咎めて、おし捕らへつゝ、由を問ふに、杭平は隠すことを得ず、すなはちその身の国所、後鍛冶が妻の伯父なること、執事憲実主へ愁訴のため、推参したる事までも、告ぐるに門番あざ笑ひて、「さては此奴紛れ者也。此方へ来よ」と取り籠めて、由を閉次に告げしかば、閉次秘かに喜びて、そがま、杭平を縛らせて、その来歴を責め問ふに、こは必ず己が身の、仇になるべき者なれば、呵責の咎を厳しくして、半死半生に打ち懲らさせて、

○右の
 中へ／＼左の上より彼も後鍛冶ともろともに、獄舎に繋がせ置きたりける。

○されば後鍛冶宗次は、搦め捕られしはじめより、閉次がをさく権威に任せて、或は水責め、矢柄責めの、

右の下へ／＼左の中より厳しき呵責に弱り果てて、免れがたき禍なりきと、思へば彼と争はず、死を極めてありける程に、思ひがけなき乙締の伯父の、杭平さへ搦め捕られて、同じ獄舎にあるに及びて、彼も亦誤ちて、虎穴に落ちける事の趣、聞くに遺恨は弥増して、○／＼うち嘆くのみ術もなし。まいてや打出の杭平は、六十に及ぶ老人なれば、無実の罪を解く由もなき、獄卒の咎に堪ずやありけん、憤り胸に満ちて、中風の病起こりしより、立居もいと自由ならず、もの言ふことも舌こはりて、聞取りがたくなりしかば、閉次はこれを幸ひと、彼らが白状の趣を、

次へ（24ウ・25オ）／＼己がまに拵へて、さて持氏主に聞え上るやう、「後鍛冶を厳しく拷問し候ひしに、女駝鳥の御刀は、後鍛冶が妻の伯父なりける、上総の百姓杭平と、いふ者を使ひにして、秘かに都へ遣はして、室町殿へ参らせしと、こと詳らかに申すにより、その杭平をも召し取つて、叩きて虚実を糺し候ひしが、



(24ウ・25オ 後鍛冶、拷問される)

彼も後鍛冶が同類にて、白状すでに相同じ。この余は後

鍛冶に語らはれたる、者としては候はず」と、まことしや

かに告げ申せば、持氏しばく領きて、「さらば後鍛冶

と杭平は、頭を刎ぬべき罪人也。たとひかの女駝鳥を、

室町殿に奪はれたりとも、男駝鳥の大刀我が手にあれば、

さのみ惜しむべきにあらず。たゞし我が男駝鳥丸は、い

まだ両胸を試し見ず。よりに後鍛冶と杭平とやらんを、

おし重ねて切り試みれば、これに増したる試し物なし。

後鍛冶は彼が鍛ひなしたる、駝鳥丸にて試さるゝは、す

兵へひと責めで弱りました。まづこれ切りにいたし

ませう。

侍へ飛んで火に入る夏の虫。馬鹿な親父もあればあ

るものだ。

閉(閉次)へ見たか親父め、偽りを申さば、汝もア

ノ通りだぞ。□/□門違ひとは言はさぬく。

杭(杭平)へいな私は願ひあつて、執事さまへ◇/

◇参る者。胡乱な者ではござりませぬ。

なはち是自業自得にて、昔ながらの人柱に、相似たりといひつべし。さらば明日かの罪人らを、由井の浜へ引き出して、この駝鳥丸をもて、汝手づから試して見せよ。我は船遊びに託けて、汀にありて実検せん。心得たるか」と宣り示して、駝鳥丸を取り出つ、しばらく閉次に預け給へば、閉次は喜び受け戴きて、やがて宿所に退きて、その用意をぞなしたりける。まことなるかな持氏主は、短慮浅智の君なれば、

○右の中へ／＼○左の上より

ねぢけ人らに迷はされ、その政道理に適はず、非法の行ひ多かるを、執事憲実すら諫めかねて、近頃病と申し成し、出仕もえせずありしかば、その志ある輩も、族を見返り禄を思ひて、あへて諫むる者もなく、忍び忍びに額を合はせて、うち嘆きつ、眩きけり。

○かくてその次の日に、湯上閉次猛列は、獄卒らに言ひ付けて、罪人後鍛冶・杭平を、由井の浜辺に引き出ださするに、その身は多く雑兵を召し連れて、馬上ゆたかに足掻を早めて、件の浜に赴く程に、持氏主は此朝、供人夥従へて、七里の浦に船を浮かめ、駝鳥丸の切れ味を、

よそながら実検せらる。船には紫の幔幕に、白く二つ引両の紋「▼足利家の紋」、染めなしたるを引き巡らし、飾り立てたる弓矢数槍、あたりも眩く見えたるに、水夫らが唄ふ棹の歌、声揚々と聞えけり。さればこの日の為体を、見んとて集ふ遠近人は、管領家の御船に憚りて、あへて近くは進み得ず、或は亦、無実の罪に命を失ふ、後鍛冶・杭平を憐れみて、念仏するも多かりける。

さる程に

▲印の右へ／＼▲印の左より

由井の浜辺に、搗き回らしたる土俵の内へ、獄卒ら幾人か、後鍛冶・杭平を引き据えて、「用意よろし」と告ぐるにぞ、湯上閉次猛列は、野袴の裾摘みあげ、羽織は抜きて玉襷、駝鳥丸に、切柄かけしを携へて、船に向かひて一礼しつ、土俵のほとりへ進み寄る。この日は朝より空かき曇り、海龍王も後鍛冶らの、非命の死をや憐れみけん、海も黒みて見えにける。

その時後鍛冶宗次は、杭平を見返りて、「伯父御よ、さのみ怨み給ふな。我はともあれ御身さへ、無実の罪に果て給ふは、皆これ宿世の業報ならん。我女駝鳥の御



(25ウ・26オ) 持氏、閉次に処刑を命ずる

刀を、隠して上へ参らせざりしは、湯上閉次の邪を、憎

みて次へ(25ウ・26オ) / 彼には渡さじと、思ひし故の

過ちなれども、隠すは同じ不義の科、後悔こ、に及ぶこ

となき、我が身は刃の錆になるとも、なほ幸ひに遅鷲あ

り。父の怨みを清めん者、彼ならずしてそも誰ぞや」と、

言ふ言葉いまだ終はらず、獄卒等つと寄りて、後鍛冶・

杭平をおし重ねて、八重括りして動かせず。その時閉次

は駝鳥丸を、真向に抜きかざして、声をかけつ、はたと

持(持氏) へ大刀はしばらく汝に預けん。試して見

せよ二つ胴、この切れ味が見たい。

閉(閉次) へ委細畏まりました。

兵へ度々の拷問で、物言ふこともならずなりたる、

此二人の科人の、胸の内さへ思ひやられて、つ

いぞねへ気の毒。

へ此所本文の如くには、絵組みなりかぬる故に、略して船と浜辺を一つに見せたり。見る人よろしく

御推量々々々。

切る、刃の光ともろともに、稲光さと走りて、風吹き荒る、俄雨に、雷の鳴ること夥しく、あたりも暗くなりしかば、持氏は驚き恐れて、船にもたまらず浜辺に上りて、近習に前後を守らせつゝ、逃げて館へ帰り給へば、閉次・雑兵・獄卒らも、或は風に吹き倒され、身はひた濡れに濡れながら、波に取られじと思ふばかりに、浜松陰に退き集ひて、雨の晴る、を待つ程に、しばらくして雲晴れ風収まりて、天つ日隈なく出しかば、閉次はさらに宗次と、杭平の首を打ち落として、由井の浜にぞ梟させける。

○ここに又、後鍛冶が初娘なる、遅鷲はかの日、九儀七の行方を探らんとて、一人たち出たりける折、思ひがけなく捕手の雑兵、湯上閉次を頭人にて、我が父後鍛冶を、召し捕らんとてうち向かふといふ、巷の風聞を漏れ聞て、うち驚きつ、思ふやう、「さては九儀七の――訴へにて、女駝鳥の刀の事顕れて、今の難儀に及べるならん。さればとて、我が身走り帰るとも、身一つにして夥の捕手を、防ぐべくもあらず。せん術あり」と思案をしつゝ、

わざと宿所へはたちも帰らず、秘かに鶴岡なる、
 ○印へ
 〇印より八幡宮へ詣づるに、折から参詣の人もなく、
 宮守の祝只一人、居眠りてありしかば、父後鍛冶が埋め
 おきたる、女駝鳥丸を取らんとて、かねて聞しを心当て
 に、大銀杏のもとを探るに、はたしてかの大刀出しかば、
 跡を埋め踏み固めて、
 □右の下へ
 □印の左より立ち去

らまくする程に、湯上の手の者・人足ら、九儀七を先に
 立して、此方を指して来にければ、遅鷲は見つけられじ
 とて、大刀を懐におし隠して、逸早く拜殿の、簀の子の
 下に潜り入りて、隠れて様子を窺ふに、雑兵らは当社
 祿宜の、諫めと、むるを聞かずして、かの木のもとを掘
 り穿つに、女駝鳥丸のあることなれば、皆いたづらに
 退きて、ひとり後鍛冶を搦め捕りたる、そのことの風聞
 隠れなければ、遅鷲は悲しみに堪ねども、胸逞しき少女
 なれば、志を励まして、その夜秘かにたち去りて、な
 ほ宿所へは訪れせず、これよりの後身を養つて、髪を乱
 し顔を染め、菰箆を身にまといて、女乞食に打扮つゝ、
 日ごとに七里の浜にをり、なほ風聞を探り聞て、母と弟



(26ウ・27オ 遅鷲、父の首を奪い返す)

木偶蔵が、閉じ籠められて宿にあること、又母の伯父杭

平は、誤つて搦め捕られ、共に獄屋にあることまで、聞

くに悲しく恨めしき、涙を菰に包みつ、**次へ**(26ウ・

27オ) 味気なき日を過す程に、後鍛冶らの罪定まりて、

杭平ももるとともに、由井の浜にて斬罪せられ、首は浜辺

に梟けられけるを、見も聞も **左へ** / **右より** しぬる

遅鷲の悲しみ、腸を断つばかりなれども、「せめては親

の首を盗み取りて、死後の恥を隠さん」とて、その夜

丑三の頃、闇に紛れつ忍び寄りて、父と大伯父杭平の、

首を秘かに取り下ろして、抱きて去らまくしぬる程に、

そこらに夜を守る旃陀羅が、透かし見つ声をかけて、

「癖者待て」と走りかゝるを、遅鷲は腰なる女駝鳥丸を、

抜く手も見せず礮と切る、刃の冴えに旃陀羅は、二つに

なりて倒れける。
遅鷲は血刀おし拭ふて、鞆に収めて行かまくしたる、

この所 例の無言の◇◇立ち回りなれば、詞書
なし。但しこゝにいふ旃陀羅は、餌取の梵語なり。

後ろに窺ふ一人の武士あり、身には野袴陣羽織、朱鞘の
 大小きらやかに、頭巾目深に着なしつ、遅鷲の襟髪む
 づと取るを、驚きながら振り払ふ、かたみの手練虚々
 じつく、挑み争ふはづみにて、件の武士の左手に持ちたる、
 財布の紐はあやにくに、遅鷲の○右の下へ／＼○左の上
 より刀の柄に絡みて、振り切る袂射干玉の、闇はあやな
 し妖しの争ひ、逃ぐるともなく見失ひて、物別れにぞな
 りにける。

○さる程に、後鍛冶の妻乙締、悴木偶蔵は、親夫の罪に
 よりて、家財を落ちなく没官せられ、かの身はともに追
 放せらる。そが中に、木偶蔵が姉遅鷲は、先に逐電◎／
 ◎して、行方知れずと聞えしかば、湯上閉次此義をもつ
 て、里長らに心を付けて、「遅鷲を尋ね出だすべし」と、
 いとも厳しく下知しけり。されば乙締は重ね／＼し、
 哀別の涙乾く暇もなきに、この年頃住み慣れし、鎌倉を
 追放せられて、十には足らぬ木偶蔵と、親子只二人のみ、
 世に頼もしき親族なければ、武蔵国渋谷の郷なる、些の
 由縁をよすがにて、彼処を指してたち出でけるに、遠く

はあらぬ旅路なれども、乙締は日頃の憂き苦勞に、持病
 の癩と血の道さへ、起こらざる日は稀なれば、その日は
 わづかに、三四里にして宿りを求め、その次の日も辛く
 して、武蔵の川崎まで次へ（27ウ・28オ）／＼来にける
 折、日影はすでに傾きて、あまさへ乙締は持病の癩の、
 起こりてせん術あることなければ、是非なく道にて旅駕
 籠を、渋谷までとて雇ひつ、乙締はその駕籠にうち乗
 りて、昇れてやがて行く程に、木偶蔵は遅れじとて、走
 り／＼て従ひける。

既にしてその駕籠昇らは、鈴ヶ森まで来にける時、日
 は入り果てし黄昏ごろ、胸に目論む由あれば、波打際へ
 駕籠を下ろして、酒をねだる仕事の魂胆、女童と侮り
 て、言ひ分つけたる高呼ばり、果ては喧嘩に託けて、
 乙締を駕籠より引き出せば、泣きつ、止むる木偶蔵を、
 振り払い叩き倒して、「盤纏はさら也、着る物まで、残
 らず渡せ」と左右より、手籠めにしたる荒仕事に、乙締・
 木偶蔵は争ひかねて、只うち泣くのみ術もなき、後ろ
 に窺ふ一人の少年、茅萱の中より現れ出て、「盗人待



(27ウ・28オ) 乙締母子、鈴ヶ森で襲われる

て」と呼び止むる、声に驚く二人の駕籠昇、月を明かしに侘と見て、「さては彼奴は道連れならん。身ぐるみ脱いで一緒に渡せ。脱がずはこれを食らはするぞ」と、罵る声ともともに、息杖ちようと振り上げて、打たんと進むを少年は、ちつとも騒がず身を躲して、足を飛ばして敵と蹴る、手練の早技誤たず、アツと叫びて倒れる、その息杖を引きたくる、程しもあらせず又一人が、打ち込む息杖受けとめて、足を払へば又どつさり、倒る、ところを続け撃ちに、打ち悩さる、二人の悪者、敵

乙(乙締)へ重ね重ねし親子の禍。助くる神もなき世かいなア。

四(四五六)へ命は取らぬ、くれてやるぞ。臍のあたりに暖めた、路用からまづ出さぬか。

の(野平)へ餓鬼め、騒ぐと痛い目するぞよ。サア
く早く、身ぐるみ脱げく。

偶(木偶蔵)へあれ誰ぞ来て助けて下され。母様怪我をなされますな。



(28ウ・29オ 遅鷺、悪者を撃退する)

ふべくもあらざれば、痛みを忍び身を起こして、もと来し道へ逃げ失せける。

乙絺・木偶蔵は思ひがけなき、人の助けの嬉しさに、再び生きたる心地して、その喜びを言はまくするに、少年早く声をかけて、「母さま恙ましまさずや」と、言はれて訝る乙絺・木偶蔵、差す月影に熟見れば、この少

四(四五六)へ又この上に幡長【▼俠客幡随院長兵衛。鈴ヶ森で白井権八と出会う】が出たらば、

おいらは殺されう。しづかに叩け、痛い〜。

遅(遅鷺)へ茅萱の中にも助くる神あり。女子と思ひ侮らば、手並みを見せん、相手が違ふぞ。

の(野平)へ権八もどきの立者とは、夢にもしら井で【▼「知らないで(知らないで)」に、権八の姓「白井」を効かせる】残念々々。

乙(乙絺)へそなたは確かに遅鷺じやないか。

偶(木偶蔵)へ折よい所へお前は姉さま。マアよく来て下さりましたなア。

年は外人ならぬ、遅鷺にてありければ、「こはく〜いかに」とばかりに、胸は轟く喜び涙、腕きは袖の露なりけり。

その時遅鷺は母に向かひて、「妾久しく影を隠して、物を思はせ参らせしは、もとこれ故あることなれども、日は暮れたるこの浜辺にて、

□印の右へ／□左の上より

長物語をすべくもあらず、妾が方に掛り給へ、今宵の宿に伴ひてん」と、言ふに乙締は頷きて、「否とよ今の驚きにて、痞は却つて収まりぬ。木偶蔵よ●／●後れなせそ」と忙したてたる親子三人、この夜は品川の、旅籠屋に宿取りしに、相宿の旅人あれば、遅鷺はいまだ何事も得言はず、只母に囁くやう、「御身明日、木偶蔵ともろともに、渋谷の郷に至り給はゞ、借屋して住みつき給へ。四五日を経て後に、妾秘かに訪ねゆくべし。鎌倉を追はれ給ひし時、家財を没官せられしかば、蓄へてはあるべからず。これを所用に充て給へ」とて、小判五両を取り出だして、秘かに母に渡し、かば、乙締は疑ひ訝りて、心得がたく思へども、相宿に■／■憚りて、訳は得問は

ず領くのみ。

かくてその明け方に、遅鷺は早くたち去りて、後には乙締・木偶蔵のみ、この日は早く渋谷に至りて、由縁の人を訪ねつゝ、その人の手引きにて、九尺二間の空屋を借りて、親子膝を入れけるに、鎌倉を出し時、路用は金三分に足らざれども、遅鷺の次へ(28ウ・29オ)／続き

くれたる金五両あれば、世帯道具を買ひ調べて、さすがに飢ゑも凍えもせず、遅鷺の来ぬるを待つ程に、これよりの後六七日を経て、黄昏ごろのことなるべし、遅鷺が訪ねて来にければ、乙締・木偶蔵喜びて、門の戸引き閉て火を灯し、夕飯を勧めなどしつゝ、かたみに積もる物語の、果ては涙に袖濡らす、嘆きぞやる瀬なかりける。

その時遅鷺は母に向かひて、かの日巻に出でし時、親の難義を聞くものから、わざと宿所へ帰らざりける、そのことのはじめより、鶴岡の木のもとにて、早く掘り出しける、女駝鳥の刀の事、その後由井の浜辺にて、父と大伯父杭平の、首を盗みてたち去る折、一人の武士に柱えられたる、そのことの為体まで、囁き告げてまた言ふ



(29ウ・30オ 遅鷲、渋谷村に母を訪ねる)

やう、「一件の武士は誰なるらん、思ひ合はする由なければども、妾に仇する者にはあらで、秘かに助けになれるるべし。その故はかの人の、持てる財布を我が刀の柄に紐さへ絡ませて、もの別れになりたる、その後財布を開き見れば、すなはち小判三十両あり。天の与へと受け戴きて、その夜秘かに二つの首を、我が家の頼み寺、香花院へ齎して、あからさまに住持に告げて、葬ること

遅（遅鷲）へ身の大望を遂ぐるまでは、浮世を忍ぶ

日陰のこの身を、名残惜しくは思へども、一つにをられぬ一期の別れ路。委細は只今申した通り、今宵一夜がお顔の見納め。木偶蔵、母御を頼むぞよ。

乙（乙締）へ夫に別れて又そなたに、捨てらる、身を何とせう。他に思案はないかいのう。

偶（木偶蔵）へたま／＼男に生まれても、年も力も姉さまに、及ばぬこの身はある甲斐もなき、役

立ずでござります。

を許されしかば、小判五両を永代の、墓所料に参らせて、我が身はなほも忍びてをり。

○右印の下へ／＼ ○左の上よりかくて御身と木偶蔵を、追放のこと聞えしかば、秘かに後をつけて来つるに、果たして鈴森辺にて、

○右より旅駕籠の禍ありしを、うち走らせて無翼を得たり。そもく妻が宿所へ帰らで、身を糞しつ、忍びるた

るは、九儀七・湯上が毒悪の、矢先を避けんためなりき。そを思はずに御身らと、ともに宿所にをるならば、必ず



(30ウ) 四五六、乙織の家を窺つ

湯上に搦め捕られて、我が身もともに殺さるべし。命を

惜しむは父のためにて、三人の敵あればなり。そも皆大敵なる故に、姿を糞し世を忍びて、久しく隙を窺はずは、

遂に本意を遂げがたからん。木偶蔵もよく聞ね、そなたはこれ男なれども、よく大敵を討ち果たして、父の怨みを

清めんことは、妻に及ぶべくもあらず。また母上に仕へまつりて、よく孝行を尽くさんことは、妾そなたに及び

がたかり。さらばそなたは留まりて、よく母御に孝を尽くしね。我が身は苦に寝、盾を枕にして、三人の仇を狙ふべし。

次へ (29ウ・30オ) / 悲しきかな、父に孝ならまくすれば、母のために孝ならず、身は女子にして慙に、

生まれ得て力あり、習はずして武芸を得たるは、これ第一の不幸なり。母御よ嘆き給ふな」と、慰めつ、説

祭文へさればその後これはまた、おんいたはしや

安寿姫、弟厨子王もるとともに、つれなき人に

売りやられ、昼は茅苅り薪樵り、下略

この二人の門付の事は、次の巻の始めにいふべし。

き終はりて、財布に残る小判二十両を、出して母に渡すにぞ、木偶蔵が嘆きはさらなり、乙締は涙泉のごとく、尽きぬ憂ひをやうやくに、思ひ返しつ目を拭ひて、「男に勝るそなたの魂、止むる由もなきものから、路用なくてはいかにして、長き月日を送らるべき。せめてこの金半分を、そなたの路用にせよかし」と、言ふ母の慈悲辞む孝、果てしなげき▼「はてしない」と「なげき」も宵過ぎたる、折から來ぬる門付の、歌祭文の三味線も、いと哀れに聞えける。

その時乙締は声を低めて、「ナウ遅鷲、言はでも知るきそなたの仇は、湯上殿と九儀七なるに、その余の一人は誰なるぞや」と、問ふを遅鷲はおし止めて、「あな声高し、そは言ひがたかり。その期に至らば後遂に、思ひ合はせ給ふべし。曾我兄弟の志に、做ふを悟り給はずや」と、言はれて乙締も木偶蔵も、●／●思ひかねつ、默然と、また問ふ由もなかりけり。

是より後の事どもは、第四の巻に続くと知るべし。

▼早印本と思われる諸本において、第三冊の後表紙封面の奥目録は、いずれも第一冊と同じ。本稿（一）の一四三頁参照。

（かんだ・まさゆき 法学部准教授）